

第 6 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 2 5 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 3 0 5 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 0 0 分					
閉議時刻	9 時 3 5 分					
会 長	大関守宏		会長代理	島田勇・藤間光治		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	國 島 健 一	出 席 欠 ○ 席	9	町 田 実	出 ○ 席 欠 席
	2	島 田 勇	出 ○ 席 欠 席	10	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席
	3	大 関 守 宏	出 ○ 席 欠 席	11	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席
	4	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席	12	新 井 健 一	出 ○ 席 欠 席
	5	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席	13	太 田 浩	出 ○ 席 欠 席
	6	長 谷 部 明	出 ○ 席 欠 席			
	7	石 井 幸 壽	出 ○ 席 欠 席			
8	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬		
	④			⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤			⑮	椛田佳克	出○席 欠席
	⑥			⑯		
	⑦			⑰		
	⑧			⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮 豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎 誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>んが所有する下池守字〇〇〇〇〇番、地目：田、5, 681㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の南に位置する下池守地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号5でございますが、須加〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、公益社団法人〇〇〇〇〇〇が所有する須加字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、3, 412㎡ 外1筆、計6, 397㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。埼玉用水路の南に位置する須加地内の農振農用地でございます</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。新井委員の入室を求めます。</p> <p>(新井委員入室)</p> <p>新井委員に申し上げます。議案第1号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第2号は3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、自己所有の若小玉字〇〇〇〇〇番、地目：畑、188㎡について、農家住宅敷地の拡張をしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、若小玉地内で農業を営んでおりますが、敷地を調査したところ、一部地目が農地のままである</p>
---	--	--

ことが判明しました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。国道125号の南に位置する集落に接する農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、860.48㎡になる予定でございます。

次に、進行番号2でございますが、小見〇〇番地〇〇〇〇さんが、自己所有の小見字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、181㎡ 外1筆、計325㎡について、住宅及び車庫、計2棟、69.06㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、自分名義の住宅で生活しておりますが、土地が借地であり、契約上、2024年11月までに、いかなる理由があろうとも更地にして返却しなければならないとされていることから、新たな土地を検討し、本件申請地に住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。国道125号の北に位置する小見地内の集落に接する農地でございます。

なお、本件申請地につきましては、本年5月、当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。

次に、進行番号3でございますが、須加〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、自己所有の須加字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、212㎡ 外1筆、計509㎡について、物置1棟、57.96㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、申請地で生活しておりますが、利根川の堤防拡幅事業により物置の移転が必要となり、敷地を調査したところ、敷地の一部が農地上にある事が判明しました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。利根川の堤防敷に隣接する須加地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、860.48㎡になる予定でございます。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る11月20日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	伊東委員	<p>去る11月20日、私と寺田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第2号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし) ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>
	事務局次長	<p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、9件となっております。 進行番号1でございますが、長野〇丁目〇〇番地〇ー〇棟〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇さんが所有する下須戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、291㎡ 外1筆、計326㎡について、売買により住宅1棟、97.09㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、市内の借家で生活しておりますが、結婚を機に、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。星川と県道上新郷埼玉線に挟まれた下須戸地内の集落内農地でございます。 なお、西側角の白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、328.05㎡になる予定でございます。 次に、進行番号2でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、179㎡ 外1筆、計344㎡について、売買によ</p>

り住宅1棟、89.14㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、実家で生活しておりますが、結婚を機に、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。

次に、進行番号3でございますが、野〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、野〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、194㎡について、売買により事務所併用住宅・作業所敷地の拡張をしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、隣接地で建設業を営んでおりますが、敷地が狭く車両の出入りや材料置場に苦慮していることから、本件申請地について打診したところ、承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。国道17号熊谷バイパスの東に位置する野地内の集落に接する農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、732㎡になる予定でございます。

次に、進行番号4でございますが、皿尾〇〇番地〇〇〇〇さんが、熊谷市〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する皿尾字〇〇〇〇番〇、地目：田、201㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、申請地南側の住宅で建築設計業を営んでおりますが、打合せの際には施主や施工者など多人数が一同に会することも多く、その際には6台程度の車が路上駐車となってしまう、近隣に迷惑を掛けていることから、駐車スペースの確保を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。忍川の北に位置する皿尾地内の集落に接する農地でございます。

次に、進行番号5でございますが、渡柳〇〇〇〇番地〇〇〇代表役員〇〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇番地〇〇〇さんが所有する渡柳字〇〇〇〇〇〇番、地目：畑、664㎡について、寄付により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人である〇〇〇は、現在、専用の駐車場がなく、お彼岸やお盆、葬儀などで訪れる檀家は、申請地東

側の農道や境内地南側にある〇〇〇幼稚園の駐車場へ停めてしまい困却しておりました。この度、申請地の土地所有者より、寄付をするので駐車場として利用してくださいとの申し出があったことから申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。〇〇〇に隣接する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次に、進行番号6でございますが、谷郷〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する佐間字〇〇〇〇〇〇〇番、地目：田、449㎡ 外1筆 及び旭町〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する佐間字〇〇〇〇〇〇〇番、地目：田、747㎡、3筆合計1,401㎡について、売買により資材置場の敷地を拡張したいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内で土木工事業を営んでおりますが、谷郷地内で借地利用している資材置場について、立ち退きを迫られていることから別の場所を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。

申請地は、農地法の区分上農地性の高い第1種農地と判別され、この場合の敷地拡張は、既存敷地の2分の1までと定められておりますが、今回の申請に係る既存の資材置場の敷地は、4,534㎡であることからこの基準に適合しております。また、転用することにより周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがあるとは認められないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。武蔵水路の西側に位置する佐間地内のご覧の農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は雑種地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、5,935㎡になる予定でございます。

次に、進行番号7でございますが、小針〇〇〇〇番地〇〇 有限会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、白川戸〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、790㎡ 外3筆、計2,526㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内で土木業及び建材販売業を営んでおりますが、下須戸地内で借地利用している資材置場について、立ち退きを迫られていることから別の場所を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。

申請地は、申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の15ページをご覧ください。県道上新郷崎玉線の西に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次の進行番号8と9は、同一事業で、東京都千代田区〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇

		<p>○ 代表取締役 ○○○○さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものですが、権利の種類が「地上権」と「所有権」にわかれることから申請が2つになったものでございます。</p> <p>まず、進行番号8は、藤間○○○番地 ○○○さんが所有する藤間字○○○○○○番、地目：畑、234㎡及び 藤間○○○番地 ○○○さんが所有する藤間字○○○○○○番、地目：畑、565㎡ 外3筆、5筆合計3, 259㎡を賃貸借で、進行番号9は、藤間○○○番地 ○○○さんが所有する藤間字○○○○○○番○、地目：畑、406㎡ 外4筆、及び 長野○○○○番地○ ○棟○○○号 ○○○○さんが所有する藤間字○○○○○○番○、地目：畑、611㎡ 外1筆、7筆合計1, 687㎡を売買により、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものです。</p> <p>申請人は、2012年から太陽光発電設備設置事業を開始し、関東近県を中心に事業を展開しておりますが、埼玉県内で事業用地の開拓を進めていたところ、この度、本件申請地について承諾が得られたことから申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計1, 728枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、62万4, 610kwh で、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。雨水対策は敷地内浸透でございますが、申請地の西側から南側に隣接する水路際はコンクリート柵板を設置し、北側の道路際や東側については、境界に沿って高さ30cmの盛土をし、雨水の流出抑制を図るものでございます。また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の16ページをご覧ください。黄色で着色されていない部分が進行番号8、着色されている部分が進行番号9で、星川と旧河川敷に囲まれた藤間地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は山林であり、申請部分と合わせると、全体計画面積は、5, 088㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る11月20日、現地調査をしていただいておりますので、寺田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る11月20日、私と伊東委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び寺田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
--	--	--

報告事項	議長	<p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>主任 議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1号第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。14件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>議長 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願います。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地現地調査結果について ・手帳の配布について
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第6回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:35)</p>

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....